

第 3 2 号 議 案

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
の支給に係る補正予算の専決処分について

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給にともなう補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 27 日、専決処分を行ったので、以下のとおり報告する。

1 目的

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、早急に生活支援特別給付金を支給する。

2 専決処分とした理由

令和 5 年 4 月 10 日付子ども家庭庁支援局から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について」が発出され、支給開始が 5 月であり、緊急に措置を必要とするため専決処分を行った。

3 給付金の内容

(1) 給付対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受け、直近で収入が減少している子育て世帯

(2) 給付額 児童 1 人当たり一律 5 万円

(3) 給付対象者数（見込み）

- | | | | |
|-------------|-----------|-----|------------|
| ① ひとり親世帯児童数 | 約 2,100 名 | 世帯数 | 約 1,500 世帯 |
| ② その他世帯児童数 | 約 2,800 名 | 世帯数 | 約 1,700 世帯 |

(4) 給付手続き

① 低所得のひとり親世帯

- ・令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者は申請不要。
- ・公的年金等の受給により、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は要申請。
- ・令和 5 年 3 月分児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方は要申請。

② その他低所得の子育て世帯

- ・令和 4 年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給者は申請不要。
- ・令和 5 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童（障害児については 20 歳未満）の養育者で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入の方は要申請。

(5) 事業経費等 271,256 千円 全額国庫負担 (10/10)
(内訳) 事業費分 245,000 千円 事務費分 26,256 千円

4 区民への周知

対象者へは案内通知を送付するとともに、区ホームページ、広報紙へ掲載し、区民への周知を図る。(周知時期は以下「スケジュール」のとおり)

5 スケジュール

令和5年5月8日	コールセンター設置(電話:03-5742-6027 FAX:03-5742-6387)
5月中旬	区ホームページ、広報紙へ掲載 申請不要の対象者へ通知送付(5月31日支給開始)
5月下旬	要申請者受付開始
6月以降	審査を経て順次支給